

## 本校におけるチラシ等の配付の考え方について

昨今、諸団体から「チラシを個別に各家庭あて配付して欲しい」旨の依頼が本校あてに多数寄せられますが、本校においては、全てを同等に扱うことで、多くの配付物が発生することを懸念しています。また、配付文書のペーパーレス（電子）化、及び個別のチラシ配付に一定の基準を設けることで、各家庭での手間の省力化、教員の業務改善（教員が子供たちに向き合う時間の確保）につながるものと考えております。

つきましては、来週からの本校における個別チラシ配付の基本的な考え方は、以下のとおりとします。

1. 本校区にある諸団体（公民館、児童館、スポーツ少年団等）、本校または旧兼六小学校を使用している諸団体から、校長あてに直接の依頼（文書での依頼のみは基本にお断りする）があったもの。
2. 本校区外であっても、本校の教育活動に直接的な貢献をいただいている諸団体から、校長あてに直接の依頼（同上）があったもの。
3. 金沢市教育委員会、石川県教育委員会主催のものうち、配付することで子供たちや保護者に影響を及ぼすと校長が判断するもの。
4. 本校育友会発出（育友会長名入り）の文書であるもの。
5. その他、校長判断で特別に許可をするもの

教職員に対して  
いくつかの実例を示しています。

- ・ 特例として、PDFによるデータ送信の対応をとる場合があります。
- ・ 個別配付しないチラシについては、玄関の棚に20部程度置いておきます。